

青森県報

第四千百十八号

平成二十八年
三月四日
(金曜日)

目 次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高年齢福祉課)	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	(同)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	二
障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定	(同)	二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同)	二
技能検定試験の施行	(労政・能力開発発課)	三
右 同	(同)	四
農業振興地域の指定	(構造政策課)	五
農業振興地域の指定の一部改正	(同)	五
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五
漁船保険付保義務の発生	(県民局)	六
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(会計管理課)	六
右 同	(同)	六
右 同	(同)	七

告 示

青森県告示第百四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	指定居宅サービス事業者	居宅サービス の種別	居宅サービス 事業を行う 事業所	指 定 年 月 日	
	主たる事務所の 所在地又は住所				
株式会社涼 風会	弘前市大字新里 一八 字東里見三五の 一	訪問介護	訪問介護事 業所風	黒石市大字境松 字村井一〇の 一	平成 二六・三・一

青森県告示第百四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業者を行う事業所	指 定 年 月 日
所 在 地	主たる事務所の 所在地	所 在 地		

津軽保健生活協同組合	弘前市大字田町五丁目二の二	津軽保健生活協同組合津軽医院 居宅ステーション	黒石市大字牡丹一丁目	平成 二六・三三
------------	---------------	-------------------------	------------	-------------

青森県告示第百四十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名 株式会社涼風会	主たる事務所の所在地又は住所 弘前市大字新里一丁目八	介護予防サービスの種類 訪問介護	介護予防サービス事業を行う事業所 訪問介護事業所 涼風会	名称 黒石市大字境松字村井一〇の一	所在地 平成一六・三一	指定期日 年月日
---------------	-------------------	-------------------------------	---------------------	---------------------------------	----------------------	----------------	-------------

青森県告示第百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称 主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所 名称 所在地	指定期日 年月日
---------------	------------------	-------------	-----------------------------	-------------

株式会社 星会	五所川原市大字 豊成字 田子ノ浦 八七	就労継続支援A型事業	就労継続支援A型事業 所「さくら」	五所川原市大字 豊成字 田子ノ浦 八七	平成 二六・三一
---------	---------------------	------------	-------------------	---------------------	-------------

青森県告示第百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	名称 コスモス訪問看護ステーション	所在地 八戸市柏崎一丁目一〇の一〇	指定期日 年月日
名称	名称 しろがね訪問看護ステーション	所在地 八戸市大字白銀町字堀ノ内六の五	指定期日 年月日

青森県告示第百五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十八年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	名称 桔梗野調剤薬局	所在地 弘前市大字桔梗野四丁目七の一七	指定期日 年月日
----	---------------	------------------------	-------------

青森県告示第百五十二号

平成二十八年前期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 一級及び二級

造園、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾

左官

2 三級

造園、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て、建築大工、塗装（金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾

3 単一等級

塗料調色

二 実施期日

1 実技試験は、平成二十八年六月二日（木）から同年九月七日（水）までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成二十八年七月十七日（日）に実施する職種

三級

造園、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾

(二) 平成二十八年八月二十一日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

造園、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装

(2) 三級

金属熱処理

(三) 平成二十八年八月二十八日（日）に実施する職種

一級及び二級

機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ

(四) 平成二十八年九月四日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾

(2) 単一等級

塗料調色

三 実施場所

1 実技試験の実施場所は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所のうち別途青森県職業能力開発協会から通知する場所において行う。ただし、受検人員により実施場所が増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

平成二十八年四月四日（月）から同月十五日（金）まで

五 その他検定に関し必要な事項

- 1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に配布する。
- 2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

- 3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課（電話〇一七 七三四 九四二五）又は青森県職業能力開発協会（電話〇一七 七三八 五五六一）に問い合わせる。

青森県告示第百五十三号

平成二十八年度全期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 随時三級

さく井（パークッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、
 鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、
 プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤
 作業、マシニングセンタ作業）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（内外装板金
 作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、
 溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ（治工具仕上げ作業、
 金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査、ダイカスト（ホットチャ
 ンダイカスト作業、コールドチャンダイカスト作業）、電子機器組立て、電気
 機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作
 業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造
 （プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工
 染色（糸浸染作業、織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製
 造作業、靴下製造作業）、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製

造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作

業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）、印刷、製本、プラ
 スチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、プロ
 成形作業）、強化プラスチック成形、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、
 パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、か
 わらぶき、とび、左官、タイル張り、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、
 型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（プラ
 スチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作
 業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエ
 ルポイント施工、表装、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴
 霧塗装作業）、工業包装

2 基礎一級及び基礎二級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、
 めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器
 組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、
 ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布は
 く縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック
 成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベー
 コン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、
 配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、
 熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

二 実施期日

実技試験及び学科試験は、平成二十八年四月一日（金）から平成二十九年三月三十一日（金）までの間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

三 実施場所

実技試験及び学科試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

四 受検申請書の提出期限

随時受付をする。

五 その他検定に関し必要な事項

- 1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に配布する。
- 2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課（電話〇一七 七三四 九四一五）又は青森県職業能力開発協会（電話〇一七 七三八 五五六一）に問い合わせること。

青森県告示第百五十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

その関係図面は、青森県農林水産部構造政策課及び中南地域農林局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

地域名	区 域
平川地域	<p>平川市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域</p> <p>1 柏木町藤山、小和森種取、小和森松川、小和森松村、大光寺三村井、本町北柳田、本町平野、本町村元、光城一丁目、光城二丁目、光城三丁目、光城五丁目、光城六丁目、光城七丁目、切明滝候沢、切明湯川森、尾崎黒倉沢、金屋上松元、金屋中松元、南田中北原、高木原富、尾上栄松、原大野、猿賀南田及び猿賀石林の区域</p> <p>2 柏木町東田、柏木町柳田、小和森上平田、小和森上松岡、小和森下松岡、小和森中松岡、小和森福田、大光寺一滝本、大光寺一村井、大光寺四滝本、大光寺種元、大光寺二村井、本町富岡、本町南柳田、新館藤山、新館野木和、町居西田、町居南田、光城四丁目、小国川辺、小国川原田、小国館の沢、小国深沢、小国山下、小国和古婦沢、唐竹石倉出口早坂左脇ノ沢、切明蛭沢、切明山下、葛川毛無森、広船嘉瀬沢、尾崎木戸口、金屋下松元、金屋西松元、金屋上早稲田、金屋中早稲田、金屋下早稲田、南田中村内、南田</p>

3 国有林野の区域

中西原、南田中北林元、南田中東林元、李平上安原、李平下安原、李平東和田、高木原田、高木松元、新屋町松下、新屋町松久、新屋町上沢田、新屋町北鷄野、原北原、原上原、猿賀浅井、猿賀南野、猿賀池上、猿賀遠林、猿賀平塚、猿賀明堂、猿賀下野及び中佐渡南田のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域

（「次の図面」は、省略する。）

青森県告示第百五十五号

昭和四十五年三月三十一日青森県告示第百九十八号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

「本郷里のうち次表に掲げる区域」を削る。
平賀町のうち次表に掲げる区域の表を削る。

青森県告示第百五十六号

昭和四十六年二月二十日青森県告示第百三十九号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

9を削り、10を9とし、11を10とし、12を11とする。

青森県告示第百五十七号

昭和四十七年十二月二十八日青森県告示第百九十五号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

表の6 ㉔ケ関地域の項を次のように改める。

6 ㉔ケ	
------	--

青森県告示第百五十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
むつ市川内町休所五〇	川内
むつ市川内町松川川代二四六の五七	今 進
むつ市川内町宿野部九一	東 哲藏 笹井 明志

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
電子計算組織（五所川原工業高等学校） 一式
- 二 調達方法
購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成二十八年一月二十八日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
株式会社ビジネスサービス
青森市新町二丁目六の二九
- 七 契約金額
二千五百五十九万六千円
- 八 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した仕様に関する調書等を出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成二十七年十二月十八日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
電子計算組織（木造高等学校） 一式
- 二 調達方法
購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成二十八年一月二十八日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
株式会社ビジネスサービス
青森市新町二丁目六の二九
- 七 契約金額
二千六百五十六万八千円
- 八 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した仕様に関する調書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成二十七年十二月十八日

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十七号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
電子計算組織（青森中央高等学校） 一式
- 二 調達方法  
購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県出納局会計管理課  
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法  
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日  
平成二十八年一月二十八日
- 六 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社ビジネスサービス  
青森市新町二丁目六の二九
- 七 契約金額  
二千六百四十万六千円
- 八 契約の相手方を決定した手続  
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した仕様に関する調書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日  
平成二十七年十二月十八日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭